

東 教 第 4 4 7 号

平成 2 9 年 5 月 3 0 日

各市町立小中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

**平成 2 9 年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）に係る
別紙の提出期限について（通知）**

平成 2 9 年 5 月 2 4 日付け教職第 1 6 1 - 1 号の通知について、通知文中の教育事務所の定める提出期限は下記のとおりです。

記

提出書類	提 出 事 由	提 出 期 限	提 出 先
別紙 1	一人に 2 枚以上 送付された場合	平成 2 9 年 6 月 9 日（金）	東部教育事務所 総務・給与担当 (FAX不可)
別紙 2	1 特別徴収に該当するが、 税額通知書が届いていない 場合 2 特別徴収に該当しないが、 税額通知書が届いた場合		同上 (FAX可)

注 なお、平成 2 8 年 5 月 2 4 日付け教職第 1 6 1 - 1 号、1 (2) 「異動等（転出・再採用等の臨任含む）があった者の分を回送する場合」に該当する異動者の税額通知書を転出先へ回送する期限は、平成 2 9 年 6 月 8 日（木）（必着）です。

担当：総務・給与担当 村井

電話：0 4 8 - 7 3 7 - 2 7 2 7

FAX：0 4 8 - 7 3 7 - 2 8 1 2